

株 主 各 位

名古屋市中区伊勢山二丁目11番28号

**三井産業株式会社**

代表取締役社長 橘 至 朗

### 第30期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第30期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成18年8月24日（木曜日）午後5時までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年8月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区金山町一丁目1番1号  
全日空ホテルズ ホテルグランコート名古屋  
5階 ローズルーム  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第30期（平成17年6月1日から平成18年5月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第30期（平成17年6月1日から平成18年5月31日まで）計算書類報告の件

#### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 役員賞与支給の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項

◎代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会招集通知に掲載しております事業報告、計算書類および連結計算書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.mitachi.co.jp/ir/ir-official.htm>）において周知させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

〔平成17年6月1日から  
平成18年5月31日まで〕

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益改善の影響を受け個人消費においても緩やかな増加傾向がみられるようになってまいりました。また、原油や素材価格の高騰といった懸念材料はみられたものの、総じて景気の回復基調が鮮明となってまいりました。

このような経済状況のなか、当社グループの主要取引先である自動車関連業界向け販売につきましては、安全性の向上や運転支援機能の発展、またカーナビゲーションの高機能化やハイブリッドカーの市場拡大などを受けて、電子部品・デバイスの用途が拡大し、堅調に推移してまいりました。一方、アミューズメント関連業界につきましては、液晶パネルの納入時期が変更となるなど、厳しい営業活動を余儀なくされました。

その結果、当連結会計年度の売上高は253億80百万円（前期比6.0%減）、利益につきましては営業力強化に伴う人材拡充等により経費負担が増加し、営業利益では7億14百万円（前期比15.3%減）、経常利益では8億3百万円（前期比15.1%減）、当期純利益では4億73百万円（前期比13.7%減）となりました。

<部門別概況>

デバイス部門のうち、自動車関連分野は好調に推移いたしました。しかし、アミューズメント関連分野においては、液晶受注の減少が大きく影響し、売上高は174億65百万円（前期比6.6%減）となりました。

海外部門につきましては、当初見込んでいたオプトデバイスにおける新製品の本格量産が遅れたこともあり、売上高は36億1百万円（前期比12.6%減）となりました。

ソリューション部門につきましては、工作機械制御盤およびカーナビゲーション用制御基板の受注が堅調に推移したことにより、売上高は35億28百万円（前期比18.2%増）となりました。

その他部門につきましては、電子部品実装機械の受注が伸び悩んだことにより、売上高は7億85百万円（前期比34.9%減）となりました。

なお、部門別売上高は次のとおりであります。

（単位：百万円）

部 門	第29期 （平成16年6月1日から 平成17年5月31日まで）		第30期 （平成17年6月1日から 平成18年5月31日まで）	
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比
デバイス部門	18,696	69.2%	17,465	68.8%
海外部門	4,120	15.3%	3,601	14.2%
ソリューション部門	2,985	11.0%	3,528	13.9%
その他部門	1,206	4.5%	785	3.1%
合 計	27,008	100.0%	25,380	100.0%

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資総額は1億64百万円であり、主要なものは当社の新基幹業務システム96百万円であります。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達は経常的な資金調達のみで、特に記載すべき事項はありません。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

## ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## ⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得の状況

当社は、平成18年3月に大洋電機株式会社の発行済株式の総数の99.6%を取得いたしました。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分	第27期 (平成14年6月1日から 平成15年5月31日まで)	第28期 (平成15年6月1日から 平成16年5月31日まで)	第29期 (平成16年6月1日から 平成17年5月31日まで)	第30期 (当連結会計年度 (平成17年6月1日から 平成18年5月31日まで)
売上高 (百万円)	23,824	21,513	27,008	25,380
経常利益 (百万円)	883	826	946	803
当期純利益 (百万円)	437	489	549	473
1株当たり当期純利益(円)	3,342.15	74.92	71.81	64.47
総資産 (百万円)	8,571	10,216	10,995	11,016
純資産 (百万円)	2,594	3,765	4,003	4,320

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。  
 2. 平成15年9月1日付をもって普通株式1株を50株に分割しております。なお、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

区 分	第27期	第28期	第29期	第30期
1株当たり当期純利益 (円)	66.84	74.92	71.81	64.47

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
M. A. TECHNOLOGY, INC.	150,000千 フィリピンペソ	% 98.8	電子部品の製造
美達奇(香港)有限公司	6,000千 香港ドル	100.0	電子部品の販売
台湾美達旗股份有限公司	13,000千 台湾ドル	100.0	電子部品の販売

## ③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社3社であり、持分法適用会社はありません。当連結会計年度の売上高は253億80百万円（前期比6.0%減）、当期純利益は4億73百万円（同13.7%減）であります。

## (4) 対処すべき課題

当社グループの主要取引先である自動車関連業界においては、安全性の向上や運転支援機能の発展、またカーナビゲーションの高機能化やハイブリッドカーの市場が拡大しており、電子部品・デバイスの用途が広がってきております。

またアミューズメント関連業界につきましては、遊技機・ホール設備における高品位部品の搭載が進行しており、各ユニットにおける需要は旺盛となっております。

このような状況のもと、当社グループは「お客様の満足が当社の繁栄に繋がる」をモットーに顧客第一主義を掲げており、新しいビジネスモデルの構築や新規顧客および新規商材の開拓、迅速で的確な情報サービスの提供等を目指し、以下の諸施策を実施してまいります。

- ① 電子化が拡大すると期待される自動車関連業界への営業力を今後も継続して強化してまいります。得意先開発部門へ密着し、得意先の製品企画情報の取得精度向上を図り、ハイブリッドカー用駆動・発電モーター、カーナビゲーション用ハードディスクに続く次期重点商材を開拓してまいります。
- ② 取扱商品の拡充を積極的に図ってまいります。従来の国内メーカーに加え、台湾メーカーを主とする海外製品を取扱商品に加えており、より幅広い顧客ニーズに応えることができると考えております。

- ③ アセンブリ事業を拡大させるとともに技術対応力、品質管理体制の強化により、同業他社との差別化を図ります。
- ④ 新規商材の確保、営業権の取得、技術への対応等を図るために、優れた商品、マーケットあるいは技術を有する部材メーカー、商社等への投資を行ってまいります。
- ⑤ 営業利益重視の姿勢を明確化し、売上高・売上総利益の増大に努めると同時に業務改革を推進し、低コスト経営の実現を図ります。業務の全体最適化実現に向けた情報化推進と海外子会社を含めた業務の見直しを積極的に行ってまいります。
- ⑥ 外部環境の変化に対応するための体制構築手段として、M&Aを戦略的に展開してまいります。
- ⑦ グループ内の連携強化、情報の共有化を主たる目的として、組織の見直しと活性化を図ってまいります。

当社グループを取り巻く状況は、国内外とも依然厳しいものがありますが、今後とも確実かつ安定した収益を確保できるよう、全社一丸となって努力していく所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

**(5) 主要な事業内容**（平成18年5月31日現在）

- ① 電子デバイスの販売：半導体・液晶・その他電子部品
- ② 電子デバイスおよび機器の製造、販売
- ③ 電子機器組立製造装置の販売：実装製造装置・検査装置

**(6) 主要な事業所**（平成18年5月31日現在）

- ① 当社

名	称	所	在	地
本	社	名古屋市	中	区
三	河	支	店	愛知県岡崎市
東	京	支	店	東京都新宿区
大	阪	支	店	大阪市中央区

② 子会社

名 称	所 在 地
M. A. TECHNOLOGY, INC.	フィリピン カビテ州
美達奇（香港）有限公司	香港 九龍
台湾美達旗股份有限公司	台湾 台北市

(7) 使用人の状況（平成18年5月31日現在）

① 当社グループの使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
734名	107名減

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
140名	13名増	34.9歳	6.5年

(8) 主要な借入先の状況（平成18年5月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,175 百万円
株式会社名古屋銀行	502
株式会社大垣共立銀行	200
株式会社みずほ銀行	100

(注) 株式会社東京三菱銀行と、株式会社UFJ銀行は、平成18年1月1日に合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行となりました。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の状況 (平成18年5月31日現在)

### (1) 株式の状況

- ① 発行する株式の総数 16,000,000株
- ② 発行済株式の総数 7,350,000株
- ③ 株主数 3,524名
- ④ 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
橘 至 朗	1,490,000株	20.27%
井 上 銀 二	450,000	6.12
橘 和 博	400,000	5.44
ミタチ産業従業員持株会	388,350	5.28
橘 地 平 子	350,000	4.76
株式会社三菱東京UFJ銀行	250,000	3.40
日本トラステイ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	195,800	2.66
岩 成 一 郎	165,000	2.24
山 内 昭 雄	165,000	2.24
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	111,800	1.52

(注) 株式会社東京三菱銀行と、株式会社UFJ銀行は、平成18年1月1日に合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行となりました。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。



### (3) 会社役員 の 状 況

#### ① 取締役および監査役の状況

会社における地位	氏 名	担 当
代表取締役社長	橘 至 朗	
専務取締役	井 上 銀 二	ソリューション営業本部長
常務取締役	毛 利 忠 年	デバイス営業本部長
取締役	伊 藤 洋	管理本部長
取締役	堀 江 義 宏	業務部長
取締役	熊 谷 豊	ソリューション営業部長
取締役	奥 村 浩 文	三河支店長
取締役	片 桐 英	デバイス営業本部（海外担当） 東京支店長
常勤監査役	野 中 勤	
監査役	清 水 哲 二	
監査役	安 藤 憲 助	

(注) 監査役清水哲二および安藤憲助の両氏は、社外監査役であります。

#### ② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	8名	117,960千円
監 査 役	3名	17,400千円
合 計	11名	135,360千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成12年8月25日開催の第24期定時株主総会において年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成12年8月25日開催の第24期定時株主総会において年額500万円以内と決議いただいております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 当社の会計監査人の名称 監査法人トーマツ	
② 当該連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額	
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	11,000千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	650千円
合計	<u>11,650千円</u>

③ 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容  
当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財務調査を委託し対価を支払っております。

---

◎ 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成18年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>9,259,388</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>6,311,917</b>
現金及び預金	1,187,888	支払手形及び買掛金	4,262,230
受取手形及び売掛金	5,555,892	短期借入金	1,374,157
たな卸資産	2,166,825	1年以内返済予定の長期借入金	264,524
繰延税金資産	58,349	未払法人税等	140,900
その他の流動資産	290,911	繰延税金負債	38
貸倒引当金	△ 478	賞与引当金	96,400
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,757,442</b>	役員賞与引当金	16,124
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,100,640</b>	その他の流動負債	157,543
建物及び構築物	486,074	<b>固 定 負 債</b>	<b>384,503</b>
機械装置及び運搬具	46,564	長期借入金	339,467
土地	441,410	繰延税金負債	1,622
建設仮勘定	73,038	その他の固定負債	43,413
その他の固定資産	53,552	<b>負 債 合 計</b>	<b>6,696,421</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>163,463</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>493,338</b>	科 目	金 額
投資有価証券	154,011	<b>株 主 資 本</b>	<b>4,226,588</b>
差入保証金	251,188	資本金	521,600
繰延税金資産	5,358	資本剰余金	572,400
その他の投資その他の資産	82,780	利益剰余金	3,132,588
<b>資 産 合 計</b>	<b>11,016,830</b>	評価・換算差額等	89,521
		その他有価証券評価差額金	10,246
		為替換算調整勘定	79,274
		<b>少 数 株 主 持 分</b>	<b>4,299</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>4,320,409</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>11,016,830</b>

## 連結損益計算書

〔平成17年6月1日から  
平成18年5月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		25,380,703
売 上 原 価		22,814,591
売 上 総 利 益		2,566,111
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,851,864
営 業 利 益		714,247
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	12,707	
受 取 配 当 金	690	
仕 入 割 引	50,606	
受 取 家 賃	51,462	
そ の 他	15,582	131,209
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15,582	
フ ァ ク タ リ ン グ 料	2,259	
売 上 割 引	5,200	
為 替 差 損	14,627	
そ の 他	4,427	42,096
経 常 利 益		803,359
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	41	
固 定 資 産 売 却 益	302	343
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,399	1,399
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		802,303
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	340,308	
法 人 税 等 調 整 額	△ 11,683	328,624
少 数 株 主 利 益		△ 245
当 期 純 利 益		473,924

## 連結株主資本等変動計算書

〔平成17年6月1日から〕  
〔平成18年5月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				評 価 ・ 換 算 差 額 等			少数株主持分	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成17年5月31日残高	521,600	572,400	2,882,289	3,976,289	689	26,907	27,596	3,978	4,007,864
連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当			△110,250	△110,250					△110,250
剰余金の配当 (中間配当額)			△ 91,875	△ 91,875					△ 91,875
利益処分による 役員賞与			△ 21,500	△ 21,500					△ 21,500
当期純利益			473,924	473,924					473,924
株主資本以外の 項目の連結会計年度中 の変動額(純額)					9,557	52,367	61,924	320	62,245
連結会計年度中 の変動額合計	—	—	250,299	250,299	9,557	52,367	61,924	320	312,545
平成18年5月31日残高	521,600	572,400	3,132,588	4,226,588	10,246	79,274	89,521	4,299	4,320,409

(連結注記表)

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数

3社

主要な連結子会社の名称

M. A. TECHNOLOGY, INC.

美達奇（香港）有限公司

台湾美達旗股份有限公司

(2) 非連結子会社の状況

非連結子会社の数

2社

主要な非連結子会社の名称

敏拓吉電子（上海）有限公司

大洋電機株式会社

連結範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結の子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結の子会社の状況

非連結子会社等の数

2社

主要な非連結子会社の名称

敏拓吉電子（上海）有限公司

大洋電機株式会社

持分法を適用しない理由

非連結子会社は、当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産

商品、製品、原材料

移動平均法による原価法

仕掛品

個別法による原価法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

当社および美達奇（香港）有限公司は定率法を、また、M. A. TECHNOLOGY, INC. および台湾美達旗股份有限公司は定額法を採用しております。ただし、当社は平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

##### ② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

##### ③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

#### 4. 重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外連結子会社の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めて計上しております。

#### 5. 重要なリース取引の処理方法

当社は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、在外連結子会社については、主として通常の売買取引に準じた会計処理によっております。

#### 6. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

#### 7. 連結子会社等の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社等の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

### (会計処理方法の変更)

#### ① 役員賞与に関する会計基準

役員賞与については、従来利益処分案により株主総会の決議を経て未処分利益の減少として処理しておりましたが、当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第4号 平成17年11月29日）に基づき、発生時に費用処理しております。この結果、従来に比して、販売費及び一般管理費の役員賞与引当金繰入額が16,124千円増加し、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ16,124千円減少しております。

#### ② 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当連結会計年度から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は4,316,110千円であります。

### (表示方法の変更)

前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めておりました「売上割引」（前連結会計年度は2,691千円）については、重要性が増したため、区分掲記しております。



## II 連結貸借対照表に関する注記事項

### 1. 担保資産の注記

(単位：千円)

担保に供している資産			担保権によって担保されている債務		
種類	期末帳簿価格	担保権の種類	内容	期末残高	
建物	82,392	根抵当権	長期借入金	20,000	
土地	225,193	根抵当権	1年内返済予定 長期借入金	231,200	
			短期借入金	128,800	
計	307,585		計	380,000	

### 2. 減価償却累計額

有形固定資産

776,879千円

無形固定資産

46,390千円

## III 連結株主資本等変動計算書に関する注記事項

### 1. 発行済株式の総数

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式 普通株式	7,350,000株	—	—	7,350,000株
合計	7,350,000株	—	—	7,350,000株

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成17年8月26日 定時株主総会	普通株式	110,250千円	利益剰余金	15円00銭	平成17年5月31日	平成17年8月29日
平成18年1月16日 取締役会	普通株式	91,875千円	利益剰余金	12円50銭	平成17年11月30日	平成18年2月10日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの。

決 議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成18年8月25日 定時株主総会	普通株式	91,875千円	利益剰余金	12円50銭	平成18年5月31日	平成18年8月28日

**IV 1株当たり情報に関する注記事項**

1株当たり純資産額	587円22銭
1株当たり当期純利益	64円47銭

## 独立監査人の監査報告書

平成18年7月24日

ミタチ産業株式会社  
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 中 浜 明 光 ㊞

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 松 岡 正 明 ㊞

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 林 伸 文 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ミタチ産業株式会社の平成17年6月1日から平成18年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認める。

### 追記情報

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に記載のとおり、会社は当連結会計年度から役員賞与に関する会計基準及び貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準が適用されることとなったため、これらの会計基準を適用し連結計算書類を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年6月1日から平成18年5月31日までの第30期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び内部監査室等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を適切に整備している旨の報告を受けました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年7月27日

ミタチ産業株式会社 監査役会

常勤監査役 野 中 勤 ⑩

社外監査役 清 水 哲 二 ⑩

社外監査役 安 藤 憲 助 ⑩

## 貸借対照表

(平成18年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>9,040,031</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>6,322,148</b>
現金及び預金	964,746	支払手形	1,019,446
受取手形	873,842	買掛金	3,319,105
売掛金	4,735,682	短期借入金	1,350,000
商品	2,078,493	1年以内返済予定の長期借入金	264,524
貯蔵品	1,573	未払金	71,496
前払費用	29,556	未払費用	30,277
繰延税金資産	58,363	未払法人税等	140,900
短期貸付金	90,000	賞与引当金	96,400
1年以内返済予定の長期貸付金	31,200	役員賞与引当金	16,124
その他の流動資産	177,088	その他の流動負債	13,873
貸倒引当金	△ 515	<b>固 定 負 債</b>	<b>380,686</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,947,450</b>	長期借入金	339,467
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>781,247</b>	繰延税金負債	3,726
建物	281,849	預り保証金	37,492
構築物	3,173	<b>負 債 合 計</b>	<b>6,702,834</b>
車両運搬具	3,389	<b>純 資 産 の 部</b>	
工具器具備品	50,358	科 目	金 額
土地	441,410	<b>株 主 資 本</b>	<b>4,274,400</b>
建設仮勘定	1,065	資本金	521,600
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>163,463</b>	資本剰余金	572,400
のれん	9,324	資本準備金	572,400
借地権	38,578	利益剰余金	3,180,400
ソフトウェア	112,224	利益準備金	12,500
ソフトウェア仮勘定	585	その他利益剰余金	3,167,900
その他の無形固定資産	2,751	別途積立金	2,530,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,002,740</b>	繰越利益剰余金	637,900
投資有価証券	139,040	評価・換算差額等	10,246
関係会社株式	420,023	その他有価証券評価差額金	10,246
関係会社出資金	55,795	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>4,284,647</b>
長期貸付金	114,060	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>10,987,481</b>
長期前払費用	12,255		
差入保証金	249,502		
その他の投資その他の資産	12,075		
貸倒引当金	△ 11		
<b>資 産 合 計</b>	<b>10,987,481</b>		

## 損 益 計 算 書

〔平成17年 6月 1日から  
平成18年 5月 31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		24,911,104
売 上 原 価		22,503,930
売 上 総 利 益		2,407,174
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,705,266
営 業 利 益		701,908
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	12,647	
受 取 配 当 金	690	
仕 入 割 引	50,606	
受 取 家 賃	51,462	
そ の 他	15,764	131,170
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,385	
社 債 利 息	3,228	
フ ァ ク タ リ ン グ 料	2,259	
売 上 割 引	5,200	
為 替 差 損	11,079	
そ の 他	2,588	35,741
経 常 利 益		797,337
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	23	23
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,399	1,399
税 引 前 当 期 純 利 益		795,960
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	337,473	
法 人 税 等 調 整 額	△ 1,424	336,048
当 期 純 利 益		459,911

## 株主資本等変動計算書

〔平成17年6月1日から〕  
〔平成18年5月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金 別 積 立 金	繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計	
平成17年5月31日残高	521,600	572,400	572,400	12,500	2,230,000	701,614	2,944,114	4,038,114
事業年度中の変動額								
別途積立金の積立					300,000	△300,000		
剰余金の配当						△110,250	△110,250	△110,250
剰余金の配当 (中間配当額)						△91,875	△91,875	△91,875
利益処分による 役員賞与						△21,500	△21,500	△21,500
当期純利益						459,911	459,911	459,911
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	300,000	△63,713	236,286	236,286
平成18年5月31日残高	521,600	572,400	572,400	12,500	2,530,000	637,900	3,180,400	4,274,400

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成17年5月31日残高	689	689	4,038,803
事業年度中の変動額			
別途積立金の積立			
剰余金の配当			△ 110,250
剰余金の配当 (中間配当額)			△ 91,875
利益処分による 役員賞与			△ 21,500
当期純利益			459,911
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	9,557	9,557	9,557
事業年度中の変動額合計	9,557	9,557	245,844
平成18年5月31日残高	10,246	10,246	4,284,647

(個別注記表)

I 重要な会計方針

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

① 関係会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

① 商品

移動平均法による原価法

② 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 3～50年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。



#### 4. 収益及び費用の計上基準

売上高は、顧客からの注文書に基づき商品を出荷した時点で計上しております。なお、機械装置等においては顧客の検収時に売上を計上しております。また費用についてはその事業年度に発生した費用を計上しております。

#### 5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

#### 6. ヘッジ会計の方法

##### (1) ヘッジ会計の方法

振当処理の要件を満たしている為替予約のみであり、振当処理によっております。

##### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨建債権

##### (3) ヘッジ方針

基本的に実需の範囲内において、為替変動のリスクのある債権債務のリスクヘッジを目的とする場合のみデリバティブ取引を行っており、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

##### (4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段が同一通貨であることから、為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性の評価は省略しております。

#### 7. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計処理方法の変更)

##### ① 役員賞与に関する会計基準

役員賞与については、従来利益処分案により株主総会の決議を経て未処分利益の減少として処理しておりましたが、当事業年度から「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第4号 平成17年11月29日）に基づき、発生時に費用処理しております。この結果、従来に比して、販売費及び一般管理費の役員賞与引当金繰入額が16,124千円増加し、営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ16,124千円減少しております。

##### ② 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は4,284,647千円であります。

## II 貸借対照表に関する注記事項

### 1. 担保資産の注記

(単位：千円)

担保に供している資産			担保権によって担保されている債務		
種類	期末帳簿価格	担保権の種類	内容	期末残高	
建物	82,392	根抵当権	長期借入金	20,000	
土地	225,193	根抵当権	1年内返済予定 長期借入金	231,200	
			短期借入金	128,800	
計	307,585		計	380,000	

### 2. 減価償却累計額

有形固定資産	409,918千円
無形固定資産	46,390千円

### 3. 保証債務

台湾美達旗股份有限公司	83,948千円
-------------	----------

### 4. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	435,001千円
長期金銭債権	114,060千円
短期金銭債務	89,894千円

## III 損益計算書に関する注記事項

### 関係会社との取引高

営業取引	
売上高	1,050,493千円
仕入高	707,035千円
経費	997千円
営業取引以外の取引高	2,244千円

#### IV 税効果に関する注記事項

繰延税金資産および繰延税金負債発生の主な内訳は以下のとおりであります。

繰延税金資産	
賞与引当金	39,138千円
未払事業税	11,632千円
研究開発費	2,154千円
子会社株式評価損	17,288千円
未払法定福利費	5,550千円
未払事業所税	1,256千円
その他	1,908千円
繰延税金資産小計	<u>78,929千円</u>
評価性引当額	<u>△17,288千円</u>
繰延税金資産合計	61,640千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>△ 7,003千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△ 7,003千円</u>
繰延税金資産の純額	54,637千円

#### V リースにより使用する固定資産に関する注記事項

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として生産用機械設備、自動車および基幹システムがあります。

#### VI 1株当たり情報に関する注記事項

1株当たり純資産額	582円94銭
1株当たり当期純利益	62円57銭

## 独立監査人の監査報告書

平成18年7月24日

ミタチ産業株式会社  
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 中 浜 明 光 ㊞

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 松 岡 正 明 ㊞

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 林 伸 文 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ミタチ産業株式会社の平成17年6月1日から平成18年5月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認める。

### 追記情報

重要な会計方針に記載のとおり、会社は当事業年度から役員賞与に関する会計基準及び貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準が適用されることとなったため、これらの会計基準を適用し計算書類を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年6月1日から平成18年5月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員的一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な稟議決裁書を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対して報告をもとめ、詳細に調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告をうけました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、これらに基づき当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び附属明細書につき検討いたしました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を適切に整備している旨の報告を受けました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

#### (2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年7月27日

ミタチ産業株式会社 監査役会

常勤監査役 野 中 勤 ㊟

社外監査役 清 水 哲 二 ㊟

社外監査役 安 藤 憲 助 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社では、長期的視点に立ち、財務体質と経営基盤の強化に努めるとともに、株主の皆様に対する利益還元を行うことを基本方針といたしております。配当につきましては、業績および配当性向などを総合的に勘案して、下記のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目およびその額  
別途積立金 300,000千円
- (2) 減少する剰余金の項目およびその額  
繰越利益剰余金 300,000千円

#### 2. 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその額  
当社普通株式1株につき金12円50銭 総額91,875千円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成18年8月28日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 当事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法」(平成17年法律第86号)およびその関係法令の施行に伴い、以下のとおり所要の変更を行うものであります。
  - ① 当社の機関の位置づけを明確にするため、変更案第4条(機関)を新設するものであります。
  - ② 単元未満株式の行使できる権利を明確にするため、変更案第10条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等の一部を、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができることが認められたことに伴い、広範な情報開示と株主総会招集手続きの合理化を目的とし、変更案第19条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
  - ④ 取締役会を機動的に運営するため、書面または電磁的記録による決議を可能とするよう、変更案第26条第2項を新設するものであります。

- ⑤ 取締役および監査役が期待される手腕を十分に発揮できるよう、取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除できる旨を定めるとともに、今後の優秀な人材確保を目的とし、社外取締役および社外監査役の責任をあらかじめ限定する契約を締結できるよう変更案第29条（取締役の責任免除）、変更案第40条（監査役の責任免除）を新設するものであります。

なお、変更案第29条については、各監査役の同意を得ております。

- ⑥ 上記のほか、必要な規定の整備、条文・用語の修正等の所要の変更を行うものであります。

- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行のとおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
①各種電子部品機器および各種電 化製品の製造、販売ならびに輸 出入	①各種電子部品機器および各種電 化製品の製造、販売ならびに輸 出入
②各種工業用、各種電子機械およ び装置類の製造、販売ならびに 輸出入	②各種工業用、各種電子機械およ び装置類の製造、販売ならびに 輸出入
③一般家庭電気用品の製造、販売 ならびに輸出入	③一般家庭電気用品の製造、販売 ならびに輸出入
④コンピューターによる情報ネッ トワークシステムの企画、開 発、設計ならびに管理運営に関 する業務	④コンピューターによる情報ネッ トワークシステムの企画、開 発、設計ならびに管理運営に関 する業務
⑤情報通信システムに係るシステ ムインテグレーションに関する 業務	⑤情報通信システムに係るシステ ムインテグレーションに関する 業務

現 行 定 款	変 更 案
<p>⑥電気通信事業法に定める電気通信事業</p> <p>⑦不動産の賃貸業</p> <p>⑧計測器、医療用器械の製造、販売および輸出入</p> <p>⑨倉庫業</p> <p>⑩各種電気輸送機の販売および輸出入</p> <p>⑪コンピューターソフトウェアの開発、販売および輸出入 (新設)</p> <p>⑫前各号に附帯する一切の業務</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は、1,600万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合にはこれに相当する株式数を減じる。</p>	<p>⑥電気通信事業法に定める電気通信事業</p> <p>⑦不動産の賃貸業</p> <p>⑧計測器、医療用器械の製造、販売および輸出入</p> <p>⑨倉庫業</p> <p>⑩各種電気輸送機の販売および輸出入</p> <p>⑪コンピューターソフトウェアの開発、販売および輸出入</p> <p>⑫各種素材の製造、加工、販売および輸出入</p> <p>⑬前各号に附帯する一切の業務</p> <p>第3条 (現行のとおり)</p> <p><u>(機関)</u></p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (現行のとおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、1,600万株とする。</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(<u>1単元の株式の数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、100株とする。</p> <p>2 当社は、<u>1単元の株式の数</u>に満たない株式（以下「<u>単元未満株式</u>」という。）<u>にかかわる株券</u>を発行しない。ただし、<u>株式取扱規程</u>に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(新設)</p>	<p>(<u>株券の発行</u>)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。</p> <p>2 当社は、<u>第7条の規定に係らず、単元株式数に満たない数の株式</u>（以下「<u>単元未満株式</u>」という。）<u>に係る株券</u>を発行しない。ただし、<u>株式取扱規程</u>に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第10条 当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する<u>単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第8条 当社は、毎年5月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。</p> <p>2 本定款に定めのある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、株式につき名義書換代理人をおく。</p> <p>2 当社の名義書換代理人およびその事務取扱場所および取次所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備えおき、株式の名義書換および単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所および取次所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、<u>毎営業年度終了後3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 <u>当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</u></p> <p>2 <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、<u>毎年8月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p>第14条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 (現行のとおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、<u>議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第16条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第17条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p>	<p>2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第19条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 (現行のとおり)</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年以内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>補欠または増員</u>として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了すべき時</u>までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第19条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2 <u>役付取締役は、取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>3 (現行のとおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時</u>までとする。</p> <p>2 <u>増員または補欠</u>として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、<u>その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 (現行のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を<u>開く</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第23条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬)</p> <p>第24条 取締役の報酬は、株主総会の決議により<u>定める</u>。</p>	<p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を<u>開催する</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果<u>ならびにその他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2 <u>前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益</u> (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって<u>定める</u>。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(相談役および顧問) 第25条 取締役会の決議により、相談役および顧問各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会規程) 第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第27条 当社の監査役は4名以内とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第29条 <u>当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、その責任を免除することができる。ただし、賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>2 <u>当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>(相談役および顧問) 第30条 (現行のとおり)</p> <p>(取締役会規程) 第31条 (現行のとおり)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第32条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第28条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、<u>就任後4年以内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時</u>までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第30条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める</u>。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を<u>開く</u>ことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第33条 (現行のとおり)</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権</u>を行使することができる<u>株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を<u>もって</u>行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結</u>の時までとする。</p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役</u>の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第35条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する</u>。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 (現行のとおり)</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を<u>開催する</u>ことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数を<u>もって</u>行う。</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第33条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(報酬)</p> <p>第34条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、その責任を免除することができる。ただし、賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p>2 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第41条 (現行のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(<u>営業年度および決算期日</u>)</p> <p>第36条 当社の<u>営業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの1年とし、毎年5月31日を決算期日とする。</u></p> <p>(<u>利益配当金</u>)</p> <p>第37条 当社の<u>利益配当金は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第38条 当社は、<u>取締役会の決議により、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>第6章 <u>会計監査人</u></p> <p>(<u>選任方法</u>)</p> <p>第42条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p>(<u>任期</u>)</p> <p>第43条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p>第7章 計 算</p> <p>(<u>事業年度</u>)</p> <p>第44条 当社の<u>事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの1年とする。</u></p> <p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>)</p> <p>第45条 当社の<u>期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第46条 当社は、<u>取締役会の決議によつて、毎年11月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第39条</u> <u>利益配当金および中間配当金は、</u>  支払開始の日から満3年を経過して  もなお受領されないときは、当  会社はその支払義務を免れる。</p> <p><u>2 未払いの利益配当金または中間配</u>  <u>当金には、利息を付さない。</u></p>	<p>(配当の除斥期間)</p> <p><u>第47条</u> <u>配当財産が金銭である場合は、支</u>  払開始の日から満3年を経過して  もなお受領されないときは、当会  社はその支払義務を免れる。</p> <p>(削除)</p>

### 第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役野中勤、清水哲二が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案について、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況ならびに 当社における地位および担当	所有する 当社の株式数
1	西山重正 (昭和20年2月7日生)	昭和39年3月 ㈱東芝中部支社入社 平成7年6月 同社東関東支社経理グループ長 平成10年6月 四日市東芝エレクトロニクス㈱ 取締役経理部長 平成14年7月 当社入社総務課長 平成15年1月 当社管理部次長兼総務課長 平成18年3月 当社管理部次長(現在)	—
2	清水哲二 (昭和4年1月28日生)	昭和38年3月 ㈱東海理化電機製作所入社 昭和51年6月 同社取締役就任 昭和56年6月 同社常務取締役就任 昭和59年6月 同社代表取締役専務就任 平成元年6月 東海理化販売㈱代表取締役社長 就任 平成7年12月 同社相談役就任 平成15年8月 当社監査役就任(現任)	—

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 清水哲二氏は、社外監査役の候補者であります。

### 第4号議案 役員賞与支給の件

当期の利益、従来の役員賞与金、その他諸般の事情を勘案し、当期末時の取締役8名に対し総額1,468万4千円、当期末時の監査役3名に対し総額144万円の役員賞与を支給いたしたいと存じます。なお、各取締役および各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

以上

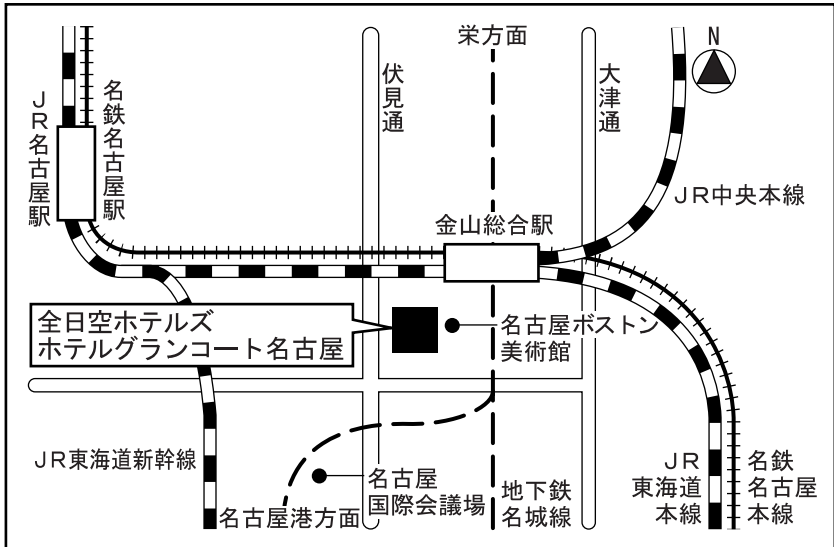
メ モ

メ モ

メ モ

# 株主総会会場ご案内図

会場 名古屋市中区金山町一丁目1番1号  
全日空ホテルズ ホテルグランコート名古屋  
5階 ローズルーム  
電話 (052) 683-4111 (代)



## 交通のご案内

- ・名古屋駅からJRまたは名鉄で約5分
- ・栄駅から地下鉄で約10分
- ・金山総合駅から徒歩で約1分

## お願い

当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。



平成18年8月18日

株 主 各 位

名古屋市中区伊勢山二丁目11番28号  
ミタチ産業株式会社  
代表取締役社長 橘 至朗

第30期定時株主総会招集ご通知の一部修正について

先般お送りさせていただきました、第30期定時株主総会招集ご通知内の事業報告に記載の「取締役および監査役に支払った報酬等の総額」について、下記のとおり修正いたしたく、お知らせするとともに、ここに深くお詫び申し上げます。

記

修正箇所

「第30期定時株主総会招集ご通知」9ページ

修正前

② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	8名	117,960千円
監 査 役	3名	17,400千円
合 計	11名	135,360千円

修正後

② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	8名	132,644千円
監 査 役	3名	18,840千円
合 計	11名	151,484千円

以 上